臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い人たちへの影響を緩和するため「臨時福祉給付金」を支給します。また、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している人に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

両方の給付金の対象者の要件に該当する場合は、臨時福祉給付金を支給します。

いずれも今年度1回限りの給付です。

【対象者】

いずれも平成26年1月1日に北九州市に住民登録のある人（生活保護を受けている場合などを除く）▼臨時福祉給付金＝市民税（均等割）が課税されていない人。ただし、自身の扶養者が課税されている場合などは対象外です　▼子育て世帯臨時特例給付金＝平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人。ただし、臨時福祉給付金の支給を受ける人は除く。

【支給額】

▼臨時福祉給付金＝1人につき1万円（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は1人につき5000円を加算）　▼子育て世帯臨時特例給付金＝対象児童1人につき1万円。

【申請方法】

●申請書

申請書の提出が必要です。申請書は6月下旬ごろ郵送します。送付先は▼臨時福祉給付金＝給付金の支給対象と思われる世帯主　▼子育て世帯臨時特例給付金＝児童手当・特例給付の受給者（公務員は勤務先より配布）。共通 必要事項を記入し、必要書類を添付の上、返送してください。申請受付は7月上旬からです。

●添付書類

金融機関口座の通帳（口座番号と口座名義人のカタカナ氏名の分かるページ）か、キャッシュカードの写し

※申請内容によっては、本人確認書類（保険証や運転免許証、旅券の写しなど）や年金額改定通知書の写しなど別に添付書類が必要なことがあります。

※子育て世帯臨時特例給付金の場合、児童手当・特例給付が支給されている口座に振り込みを希望する人は書類の添付は不要です（公務員は必要）。

【給付方法】

申請受け付け後、1カ月をめどに、原則として対象者全員分を世帯主（子育て世帯臨時特例給付金については、児童手当・特例給付の受給者）の金融機関口座に一括給付します。

「振り込め詐欺」にご注意を！

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」に関して、市の職員等が電話や訪問で、ATM（現金自動預払機）の操作案内や給付にかかる手数料の徴収などの連絡をすることはありません。

問 各コールセンターへ。受け付けは月～金曜日（祝・休日は除く）の9～17時。▼臨時福祉給付金＝☎511・5573　▼子育て世帯臨時特例給付金＝☎511・5574

「敬老祝金」が「長寿祝金」に変わります

問 保健福祉局高齢者支援課☎582・2407

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、高齢者に対し祝金を支給します。

平成25年度までは、「敬老祝金」として支給していましたが、平成26年度以降は、対象者及び支給額を見直し、新たに「長寿祝金」として支給します。また、今後もさらに高齢化が進むと予想されるため、この制度の変更に併せて市民の要望が高い「高齢者福祉施策」をさらに強めていく予定です。

対 9月1日現在で、市内に引き続き3カ月以上住んでいる次の年齢の人。

年　度	支　給　対　象　者	支給金額
平成26年度	**77歳**（昭和12年4月1日～昭和13年3月31日に生まれた人）	1万円
	88歳（大正15年4月1日～昭和2年3月31日に生まれた人）	2万円
	100歳（大正3年4月1日～大正4年3月31日に生まれた人）	2万円
平成27年度以降	**88歳**	1万円
	100歳	2万円

※100歳の人については、上記の祝金に加え、祝品が支給されます。
※9月ごろに民生委員などがお届けします。（申請は不要）
※平成27年度以降分については、予算議決により正式決定となります。
問 各区役所「いのちをつなぐネットワーク係」へ。

今後も高齢者へのサポートを強めていきます

①認知症高齢者への取り組みを強化

- 認知症の予防から早期発見・早期対応までの一貫した取り組みを充実します。

②高齢者世帯への生活支援の強化

- 高齢者の介護などに関する相談窓口機能を充実します。
- ごみステーションまで家庭ごみを出すことが困難な一人暮らし高齢者などを対象に、玄関先までごみを回収に行く「ふれあい収集」を始めます。
- 地域住民や事業者の皆さんと協力して、安心して買い物できる環境づくりを進めます。

③高齢者の健康づくりや生きがいづくりの支援

- 「年長者いこいの家」の修繕・補修を充実します。
- 公園の健康遊具の設置を進めます。

知っていますか？ 受動喫煙

5月31日は「世界禁煙デー」、5月31日～6月6日は「禁煙週間」です。

室内で自分の意思に関係なく他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」は、たばこを吸わない人にもさまざまな病気（がん、心筋梗塞、脳血管疾患、乳幼児突然死症候群など）の原因になります。

健康増進法では「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定められています。飲食店での受動喫煙防止対策として、昨年から全面禁煙の飲食店を「きたきゅう健康づくり応援店」として登録し、市のホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しています。

世界禁煙デーを機会に家庭や職場でも受動喫煙防止（全面禁煙）に取り組みましょう。また各区役所では、たばこをやめたい人の禁煙支援を行っています。相談は各区役所健康相談コーナーまで。

問 保健福祉局健康推進課☎582・2018へ。

あなたの空き家は大丈夫？ 空き家の適正管理と市の対策について

問 建築都市局空き家対策推進室☎582・2918

空き家が及ぼす影響

空き家は、所有者等により適正に管理されないことによって問題が生じます。管理が行き届かない「放置された空き家」は、火災や犯罪の誘発、雑草やごみの放置による衛生上の問題など、近隣住民や地域にさまざまな影響を及ぼします。さらに時間が経過し老朽化すると、家屋の倒壊や部材の飛散など「危険な空き家」となります。

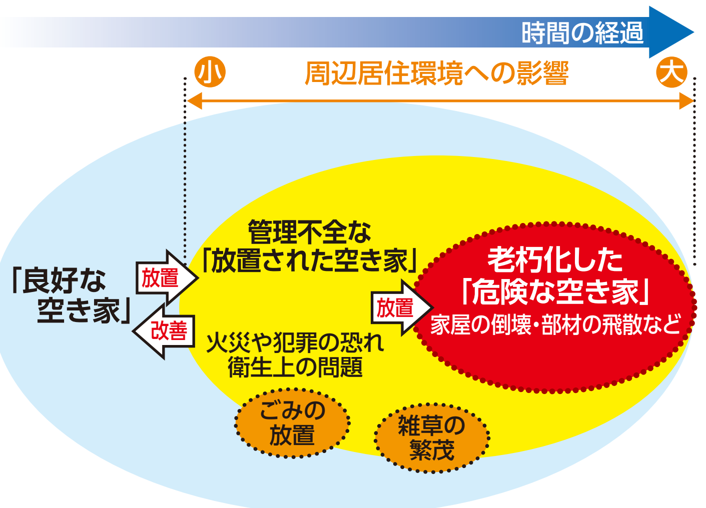

空き家の適正管理は所有者等の義務

空き家は個人の財産です。そのため、本来、所有者等が自ら家屋や敷地の安全を確保するなど適正に管理しなければなりません。破損している箇所等は早急に補修し、老朽化が進んだ空き家は解体を検討するなど、事故が起こる前に早めに対応しましょう。

平成26年度に新たに取り組む市の対策

人口減少や高齢化の進む本市では、今後も空き家の増加が見込まれます。

市では、所有者等の自主的な対応を促すよう、平成26年度より次の対策に取り組みます。

❶相談窓口のワンストップ化

市民に身近な区役所に相談窓口を設け、放置された空き家に関する相談や通報を受け付けます。また、建築都市局空き家対策推進室を新設し、所有者等への指導など空き家対策を総合的かつ強力に推進します。問 各区役所総務企画課（代表電話番号は6ページを参照）へ。

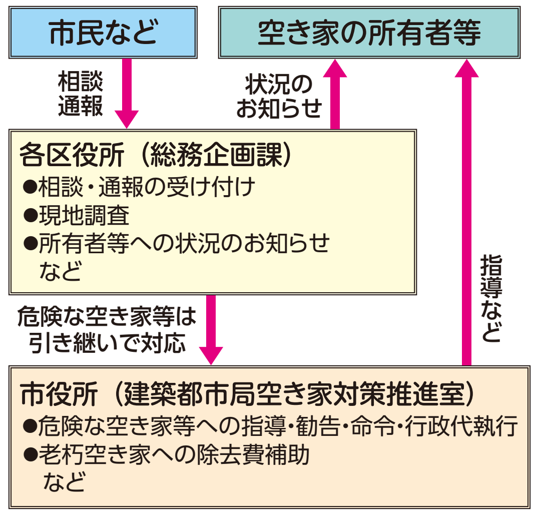
市民など
空き家の所有者等
相談
通報
状況のお知らせ
各区役所（総務企画課）
●相談・通報の受け付け
●現地調査
●所有者等への状況のお知らせ
など
危険な空き家等は引き継いで対応
指導など
市役所（建築都市局空き家対策推進室）
●危険な空き家等への指導・勧告・命令・行政代執行
●老朽空き家への除去費補助
など

❷空き家実態調査の実施

地域に影響を及ぼしている空き家について、市と地域が協働した実態調査を行います。問 建築都市局空き家対策推進室へ。

❸老朽空き家等の除却費補助の拡充

幅の狭い道などに接する家屋に限定していた要件を見直し、倒壊の恐れがある空き家等を補助対象とするなど制度を拡充します。

問 建築都市局空き家対策推進室へ。

補助対象要件	次の①②の両要件を満たす空き家等 ①昭和56年5月以前に建築された空き家等 ②倒壊の恐れがあるなど危険度が一定の基準以上である空き家等
補助金額	老朽空き家等の除却に要する額の3分の1 上限50万円

❹空き家対策の推進に関する啓発等

空き家の適正管理に関する啓発を強化するため、パンフレットの配布やセミナーの開催などを行います。問 建築都市局空き家対策推進室へ。

❺良好な空き家の流通促進

空き家の売却や賃貸の情報をホームページなどで提供する「北九州市空き家バンク」を開始しています。問 建築都市局住宅計画課☎582・2592へ。

北九州市の職員を募集します

上級　対 昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人（行政Ⅱと一般技術員Ⅱは昭和30年4月2日以降に生まれ、民間企業などでの職務経験が5年以上ある人）。前記受験資格に加え、社会福祉は社会福祉主事の任用資格、行政Ⅱ（社会福祉）は社会福祉士か精神保健福祉士の資格、行政Ⅱ（心理）は臨床心理士の資格を持つ人（いずれも来年3月までに取得見込みも可）。心理は前記受験資格に加え、大学か大学院で心理学を専攻する学科を卒業したか来年3月に卒業見込みの人。定 ▼行政（総合）＝23人程度　▼行政Ⅰ＝15人程度　▼社会福祉＝2人程度　▼心理＝1人程度　▼行政Ⅱ＝7人程度（海外経済ビジネス、社会福祉、医療経営、心理の各若干名を含む）　▼土木Ⅰ・Ⅱ＝13人程度　▼建築Ⅰ・Ⅱ＝10人程度　▼電気Ⅰ・Ⅱ＝3人程度　▼機械Ⅰ・Ⅱ＝4人程度　▼造園Ⅰ・Ⅱ＝1人　▼化学Ⅰ・Ⅱ＝3人程度　▼水産＝1人程度。

上級消防士　対 昭和59年4月2日～平成5年4月1日に生まれ、身体的条件を満たす人。定 24人程度。

薬剤師・保健師　対 昭和54年4月2日以降に生まれ、各免許を持つか来年3月までに取得見込みの人。定 ▼薬剤師＝2人程度　▼保健師＝8人程度。

共通 第1次試験は6月22日㊐、北九州市立大学北方キャンパス（小倉南区北方四丁目）と明治大学駿河台キャンパス（東京都）で。上級消防士は北九州市立大学だけ。申 5月23日まで。申込書は市民文化スポーツ局広聴課（市役所1階）、各区役所総務企画課・出張所、各消防署、シティプロモーション首都圏本部（東京都）などで配布中。詳細は人事委員会事務局任用課☎582・3041へ。ネットも可（5月16日まで）。

火葬場使用料を改正します

7月1日から、東部斎場（門司区大字猿喰）と西部斎場（八幡西区本城五丁目）の使用料を改正します。新しい料金は▼市内に住んでいる人＝1万5000円（10歳未満は7500円、死産児3700円）　▼市外に住んでいる人＝5万5000円（10歳未満は4万4000円、死産児・その他2万2000円）。問 保健福祉局生活衛生課☎582・2435へ。